

最高裁秘書第3684号

令和3年12月1日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



### 司法行政文書開示通知書

令和2年11月17日付け（同月18日受付、第020664号）で申出があり、令和3年4月20日付け（同月22日受付、最高裁秘書第1277号）で苦情の申出がされた司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしたので通知します。

記

#### 1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 司法研修所会場における注意事項等（片面で3枚）
- (2) 大阪会場における注意事項等（片面で3枚）

#### 2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

## 司法研修所会場における注意事項等

司法修習生考試委員会

令和元年度（第73期）司法修習生考試（以下「本試験」という。）においては、次のとおり取り扱うこととする。

なお、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策について指示に従わない場合は、応試を中止させることがあるので注意すること。

### 第1 登所等

1 応試者は、考試期間中、当日朝に検温をし、発熱（37.5度以上）している場合は、登所せず、考試事務室に電話で連絡すること。

2 公共交通機関及び考試会場内においては、私語自粛、マスク着用を徹底し、こまめな手洗い、手指の消毒、咳エチケット等を実践すること。

司法研修所、和光市駅間のバスの混雑緩和のため、応試者は、身体の不自由等特段の事情のない限り、徒歩で登退所すること。

時差登退室等を実施するので、係員の指示に従うこと。

### 3 検温の実施

毎朝、登所時に西館東側玄関において、全応試者に対し、サーモグラフィ等による検温を実施するので、係員の指示に従うこと。

### 4 以下の者に対しては、本試験の応試を認めない。

(1) 新型コロナウイルス感染症等（学校保健安全法施行規則18条で定める感染症。以下同じ。）に罹患し、他の応試者等への感染のおそれがある者（同規則19条で定める基準による出席停止の期間を経過していない場合を含む。）

(2) 新型コロナウイルス感染者等の濃厚接触者等で、他の応試者等への感染のおそれがある者

(3) 試験当日、発熱（37.5度以上）、咳等の風邪症状が見られる者で、他の応試者等への新型コロナウイルス感染症等の感染のおそれがある者

### 5 再試験の実施

(1) 4により本試験の全部又は一部の科目の応試が認められなかった者について、再試験を実施する。

(2) 再試験は、本試験の応試が認められなかった科目のみを応試することができる。ただし、応試した本試験の科目に不可と判定された科目があった者は再試験を応試することはできない。

※ 再試験は、令和3年1月中旬頃に実施予定。

なお、再試験の詳細については、対象者に対し、令和2年12月中旬以降に郵送にて通知する予定。

## 6 試験室への入室等

着席番号、試験室	別添②、③試験室一覧表参照 試験室の場所を別添④司法研修所会場試験室配置図で確認すること。
登 所 時 刻	別添⑤時差登退室指定時間一覧表参照
西館への入場経路	必ず西館東側玄関から入場する。
東館への入場経路	必ず西館東側玄関から入場し、9時以降図書館棟1階の通行規制が解除された後、図書館棟1階の連絡通路を通って入場する。
待 機 場 所	<p>8時30分～9時10分</p> <p>入室が可能になるまでは、大講堂（座席は前から順番に前後1メートル程度の間隔をあけて座ること。飲食禁止）で待機すること。</p> <p>大講堂が満席の場合は以下の場所での待機を可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大講堂前ホワイエ</li> <li>・大講堂脇の通路</li> <li>・西館2～4階のエレベーター前ホール又はラウンジ（9時10分までは、西館エレベーター前の階段以外の階段を使用することはできない。）</li> <li>・東館1階階段周辺（9時以降）</li> </ul> <p>※ 密にならないように他の応試者との間隔を空け、マスクを着用し、私語を慎んで待機すること。</p>
試験室への入室可能時刻	<p>9時10分</p> <p>西館及び東館の階段を利用して各試験室に入室すること。</p> <p>※ 9時10分から9時45分までは、西館及び東館の全ての階段を利用できる。</p> <p>※ 9時45分以降はラウンジ及び個人用ロッカー設置場所への立入りを禁止する。</p>
着 席 時 刻	<p>9時45分</p> <p>※ 遅刻した場合、当日の考試に応試させないことがある。</p>

※ 全ての試験室において、1m以上の距離を保つ配席とする。考試時間中も含め、常時試験室のドア等を開放するとともに、定期的に窓を開放して換気する。**換気により試験室が寒くなることも想定されるので、各自で防寒対策を講ずること。**

## 第2 試験室からの退室

退 室 時 刻	別添⑤時差登退室指定時間一覧表参照
---------	-------------------

各フロアの退室時刻になったら、各試験室から階段を利用して1階に降り、ロビー等にとどまることなく、速やか、かつ、静かに退出すること。

※ 2~4階の連絡通路を通って西館及び東館から退出することはできない。図書館棟の食堂利用者についても、19時15分までは1階の連絡通路を通って移動すること。

## 第3 司法修習の終了等の通知

### 1 司法修習生考試の合否発表

12月15日（火）午後4時に**不合格者の受験番号**を、最高裁判所ウェブサイト内の司法研修所のページに掲載する。については、**各席の机上に表示されている各自の受験番号を必ず控えて保管しておくこと。**

合否や受験番号等についての電話での問合せには、一切応じないため、注意されたい。

### 2 終了証書等の発送

12月16日（水）以降に、次の書類を簡易書留郵便により送付する予定である。

司法修習生考試5日目（11月26日（木））の考試開始前に、試験室において配布する封筒に、送付先を記載し、係員の指示に従って提出してもらう予定である。については、送付先として**12月16日（水）以降に当該郵便物を確実に受領できる場所**を予め確認しておくこと。

(1) 司法修習生考試合格者 終了証書

(2) 司法修習生考試不合格者 司法修習生考試不合格通知書及び罷免辞令書

## 大阪会場における注意事項等

司法修習生考試委員会

令和元年度（第73期）司法修習生考試（以下「本試験」という。）においては、次のとおり取り扱うこととする。

なお、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策について指示に従わない場合は、応試を中止させることがあるので注意すること。

### 第1 入場等

1 応試者は、考試期間中、当日朝に検温をし、発熱（37.5度以上）している場合は、登所せず、考試事務室に電話で連絡すること。

2 公共交通機関及び考試会場内においては、私語自粛、マスク着用を徹底し、こまめな手洗い、手指の消毒、咳エチケット等を実践すること。

3 考試期間中、大阪駅、新梅田研修センター間の無料直通シャトルバスを利用してはならない。

時差入場等を実施するので、係員の指示に従うこと。

### 4 検温の実施

毎朝、入場時に全応試者に対し、サーモグラフィによる検温を実施するので、係員の指示に従うこと。

### 5 以下の者に対しては、本試験の応試を認めない。

(1) 新型コロナウイルス感染症等（学校保健安全法施行規則18条で定める感染症。以下同じ。）に罹患し、他の応試者等への感染のおそれがある者（同規則19条で定める基準による出席停止の期間を経過していない場合を含む。）

(2) 新型コロナウイルス感染者等の濃厚接触者等で、他の応試者等への感染のおそれがある者

(3) 試験当日、発熱（37.5度以上）、咳等の風邪症状が見られる者で、他の応試者等への新型コロナウイルス感染症等の感染のおそれがある者

### 6 再試験の実施

(1) 5により本試験の全部又は一部の科目の応試が認められなかった者について、再試験を実施する。

(2) 再試験は、本試験の応試が認められなかった科目のみを応試することができる。ただし、応試した本試験の科目に不可と判定された科目があった者は再試験を応試することはできない。

※ 再試験は、令和3年1月中旬頃に実施予定。

なお、再試験の詳細については、対象者に対し、令和2年12月中旬以降に郵送にて通知する予定。

## 7 試験室への入室等

着席番号、試験室	別添⑦試験室一覧表参照 試験室の場所を別添⑧大阪会場試験室配置図で確認すること。
入 場 時 刻	別添⑨時差入場指定時間一覧表参照 ※会場前に待機スペースはないため、入場時刻以降に来場し、近隣に迷惑を掛けることがないようにすること。
待 機 場 所	入室が可能になるまでは、2～4階の各試験室前廊下で待機すること。
試 験 室 へ の 入 室 可 能 時 刻	9時00分
着 席 時 刻	9時45分 ※ 遅刻した場合、当日の考試に応試させないことがある。

※ 全ての試験室において、1m以上の距離を保つ配席とする。考試時間中も含め、常時試験室のドア等を開放するとともに、定期的に窓を開放して換気する。**換気により試験室が寒くなることも想定されるので、各自で防寒対策を講ずること。**

※ 事前に試験室の下見に応じることはできない。

## 第2 試験室からの退室

各試験室から階段を利用して1階に降り、速やかに建物から退出する。

※ 会場付近は住宅街であるから、退出後に会場及びその周辺にとどまって近隣に迷惑を掛けることがないよう、速やかに解散すること。

## 第3 司法修習の終了等の通知

### 1 司法修習生考試の合否発表

12月15日（火）午後4時に**不合格者の受験番号を、最高裁判所ウェブサイト内の司法研修所のページに掲載する。**については、**各席の机上に表示されている各自の受験番号を必ず控えて保管しておくこと。**

合否や受験番号等についての電話での問合せには、一切応じないため、注意されたい。

### 2 終了証書等の発送

12月16日（水）以降に、次の書類を簡易書留郵便により送付する予定である。

司法修習生考試5日目（11月26日（木））の考試開始前に、試験室において配布する封筒に、送付先を記載し、係員の指示に従って提出してもらう予定である。については、送付先として12月16日（水）以降に当該郵便物を確実に受領できる場所を予め確認しておくこと。

- (1) 司法修習生考試合格者 終了証書
- (2) 司法修習生考試不合格者 司法修習生考試不合格通知書及び罷免辞令書